

2020年度保育士養成各実習における新型コロナウイルス感染症対策の心得フローチャート
(全保養協東北ブロック研究委員会案)

実習の前提

- 1) 養成校・関連施設内に感染者がいない※
 - 2) 実習生の行動範囲に感染者がいない
 - 3) 実習生と同居している家族等に感染者（実習直前一カ月以内の回復者を含む）がいない
 - 4) 実習施設及び関係者に感染者がいない
 - 5) 実習生本人に感染の疑いがない
- ※感染者がいた場合であっても感染経路が明確であり、実習実施に影響がないと考えられる場合を含む

実習期間中

実習初日に、実習生から実習施設へ健康観察結果、感染防止策の学習などを保証する書類を提出→書式2参照

※実習施設と相談のうえで必要項目を調整する
※実習生については、別紙ガイドライン【新型コロナウイルス感染防止策】2(2)実習中の感染予防策を遵守する

新型コロナウイルス関連の事象が発生

実習の延期・中止等の検討

- 1) 実習生本人に疑わしい症状が出た
- 2) 養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が不明
- 3) 養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が明確であるが当該実習生に接触可能性が判明した
- 4) 実習施設内で感染者が確認された

※例年、実習期間の後半は疲労などによって体調を崩す学生が多くある傾向にあるが、今年度に関しては、いかなる理由であっても体調を崩した場合は一旦中断・延期とすることを推奨する。

通常の実習日程を消化

実習を再開

実習再開の検討

実習再開に関しては、実習受入先の意向にも留意し判断することが求められる。別紙ガイドライン【新型コロナウイルス感染防止策】5.実習再開の判断を参照し、再開の判断は実習受入先と協議し慎重に判断する。

実習後

実習を中止

無症状保菌の可能性を考慮し、2週間健康観察を実施する

特に問題がない

実習生に疑わしい症状が生じた

実習施設関係者に感染あるいは疑わしい症状が生じた

- ①養成校内で事実の共有
- ②実習生の2週間の自宅待機と健康観察実施
 1. 健康観察・行動記録票は書式1で対応
 2. この間は出校停止の扱い
→欠席ではないことを校内で共有
- ③安全確認後、登校再開

- ①実習施設へ連絡
- ②実習生の症状確認と加療
 1. 感染が確認された
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)養成校内で共有、保健所へ連絡
全学生の出校停止の検討、学内の消毒
 2. 感染が確認されなかった（陰性）
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)養成校内で共有

実習終了

必要に応じて療養、登校再開